

平成31年度

新上五島町農業施策等に関する意見書



平成30年12月18日

新上五島町農業委員会

平成31年度新上五島町農業施策等に関する意見書

日頃より、農業委員会活動に対し、多大なるご理解をいただき感謝申し上げます。

近年、人口減少や少子・高齢化の進行といった時代の大きな流れの中で、農業を取りまく情勢も大きく変化し、農業従事者の減少や高齢化及び後継者不足による、遊休農地や耕作放棄地の増加、また鳥獣被害の拡大等の厳しい問題を抱え、農業所得や生産意欲の低下が懸念されています。

新上五島町の農地は、新鮮で安全安心な農作物を供給するだけでなく、島の良好な景観の形成や自然環境の保全、文化の伝承等多面的機能を有し、広く町民全体に利益をもたらしています。

そのような中、新上五島町においては、第2次新上五島町総合計画に基づき、地域資源を活かした「産業のしま」を目指し安心・安全で付加価値の高い農産物を地域で生産し、地域で消費する体制を確立するとともに、耕作放棄地の復元や合理的活用を図り、持続的な農業の振興に取り組むこととされ農業従事者の育成・確保、農地の保全・有効利用と生産性の向上など、農業の活性化に向けて様々な施策に取り組んでいただいているところであります。

新上五島町農業委員会においても、平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき「農地等の利用の最適化の推進」を進めるため、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保と有効利用の促進、遊休農地対策の強化、担い手の確保・育成等についてこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存であります。

つきましては、平成31年度の予算編成並びに農業施策の推進にあたり、更なる支援の拡充について特段のご配慮を賜りますよう農業委員会等に関する法律第38条の規定により、新上五島町の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出いたします。

平成30年12月18日

新上五島町長 江上悦生 様

新上五島町農業委員会
会長 増村康廣

1 農地等の利用の最適化の推進について

(耕作放棄地の発生防止・解消対策)

耕作放棄地の発生は、農業従事者の高齢化が進み人口減少するなかでの労働力の不足、土地及び耕作条件が悪く生産性が低く農地の受け手がない、農産物価格の下落など様々な要因があり、新上五島町においても年々増加しており、平成29年度末には1402haの遊休農地が発生しております。

現在の耕作放棄地、遊休農地の割合は84.5%であります。前述の要因により減少する事はなく増加しつづけ、深刻な状況に陥ることは明白であります。

1) 人・農地プランの実践

農業の持続可能な力強い農業を実現するためには、農地の集積・集約化と担い手の育成、就農者の組織化が必要であります。地域における農業従事者の高齢化が進むなか、育成サポート体制の構築、就農者の組織化を推進し農業経営の安定・生産性の向上を図るとともに、地域農業技術継承の指導體制づくり等を合わせて進める必要があります。

本町における「人・農地プラン」の策定状況は、町内全域を大きく網羅する広域プランとなっており持続可能な力強い農業を実現するためプランの計画的実践活動・更新に努めそれぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を把握し集落・地域の特色を活かした農業形態の確立を進め、経営の効率化を支援し農業が魅力ある産業となるよう施策を講じられたい。

①人・農地プランの計画的実践活動を推進しプランの更新に努める。

②5年、10年後の農地利用の危機感を共有し営農組織体制・地域営農計画等を作成し新たな発想に基づき発展して行く農業経営の推進。

- ・生きがいや健康維持を目的とした生産性を求めない自給的農業経営の確立
- ・おねがい農業（自らの営農意欲が低く他の農家への貸付、耕作準備の委託）

③農業振興地域整備計画の見直し（優良農地の確保、整備）

2) 農地中間管理事業の推進

将来の地域農業を担う効率的で安定的な経営体を育成するため、担い手に対して面的にまとまった形での農地集積・集約化を進め効率的に耕作ができるように

する必要がある。

このため、農地中間管理機構を、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止等を進める中核的な事業体と位置づけ、関係機関・団体と連携を密にして、最大限に活用し農業の生産性の向上に資するように遊休農地の中間管理事業を推進されたい。

①農用地の利用集積の推進

②地域農業をけん引する経営者への支援に取り組む

2 基盤整備の推進について

新上五島町の農地の多くは、山間地に開かれた傾斜地に存在し不整形で狭地の農地が大半を占め耕作道も未整備の状態であることから、農作業の大型機械導入が極めて難しく非効率で生産性の低い農業経営を余儀なくされており農地の集積・集約化、農作業の効率化や生産コストの低減が難しい状況にあります。

新上五島町における力強く持続可能な農業の振興を図る観点からも関係機関と連携し優良農地確保のため地域農業形態に合った農業基盤整備の実施について、早急な対策を積極的に推進していただきたい。

さらに、生産性の向上を図るため、農業環境整備と併せて道路や水路については、地域の要望を踏まえ、補修、改修整備について支援を検討していただきたい。

1) 優良農地確保のための取組みの強化について

新上五島町の農業が未来に向かって持続する農業構造を構築していくためには、良好な営農条件を備えた生産力の高い農地を面的にまとまった形で確保し意欲と能力のある担い手が活躍できる環境整備、農地集積を総合的に図る必要がある。

また、農産物の高収益作物の導入や作物の高付加価値化、加工の取組みを適切に行うことを通じ、優良農地の確保と効率的な利用の促進を図ることが重要である。

①将来に向けた優良農地の地域選定、ほ場整備と灌漑用水整備の実施

②就農環境整備を図り新規作物導入の検討

2) 作業道、農業用水路の改修整備支援について

地域農業の継続のためには、地域の特性にあった農業施設整備（耕作道・狭地整備）と伴に安定的な農業用水の確保についても重要で地域農業への支援を整える必要がある。

現在、利用されている農業用排水路施設の経年劣化等による破損、有害鳥獣による農業施設への被害また、農業用水については、近年の気象等の自然条件によって河川からの取水量が変化し農業用水の取水確保に苦慮していることから農業用排水施設の整備、改修・補修について支援し生産性の向上、効率的な農業の展開を促進するよう具体的な支援対策を示されたい。

- ①地域の特性に沿った小規模農業施設整備（改修・補修）等への支援
- ②農業用水の確保（取水方法、箇所及び用水路の検討）支援

3 農業政策について

1) 農業の担い手確保・育成について

近年、人口減少、高齢化により農業従事者の減少が進み地域社会の諸機能の維持が困難となるとともに、耕作放棄地の増加がもたらされ、この結果、町内における食料供給力の確保と農業生産活動を通じた国土・自然環境の保全、アメニティの保持等の多面的な公益的機能の維持が困難となる恐れがある。

このまま担い手不足が深刻化すれば、遊休農地が増加し耕作面積の減少による食料の安定供給の確保や地域経済の維持・発展に重大な支障が生ずるおそれがあることから、担い手が地域農業経営を支えるように農業後継者の確保・育成について早急な確保・育成策を講じ、農業の経営資源を円滑に引き継ぎ、就農を積極的に奨励し支援するため次の施策を推進していただきたい。

- ①若い農業者の早急な確保・育成をはかり地域営農を支える集落営農組織に対して指導及び法人化による規模拡大が図られる支援
- ②集落営農組織の経営の安定化を図り今後取り組む特産物を提案するための研究会や消費者との交流を支援し、経営の多角化（6次産業化と有機農業の推進）を目指す取り組みに対し支援。
- ③地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに認定農業者に対し農家の所得が向上し、認定計画が実現するように経営改善の支援をお願いします。

2) 鳥獣被害防止対策

有害鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に地域農業に深刻な影響をおよぼしている中、イノシシ、シカ、の駆除、防護については、ワイヤーメッシュ、電機柵の設置により一定の成果が出ており、駆除対策の継続をお願いしたい。

また、新たに鳥類による農作物の被害が発生していることから被害拡大となるまえに適切な鳥類被害を防止のための対策を図ることを提案する。

4 地産地消について

町内農産物を地元で消費する地産地消の取り組みは地元産農産物の消費拡大のみならず、地域に根付く特産物を使った食文化の伝承にも寄与するなど様々な効果が期待される。

生産者、消費者、事業者が連携し町内で生産された農産物を町内で消費し、新鮮で安全・安心な農産物の生産と消費の拡大が図られるよう町内産の農産物を消費者へ積極的なPRを促進し、地産地消を基本とした流通・販売の環境づくりを一層進めて頂きたい。



①安全・安心な農産物の生産及び供給を行うための体制づくり

(特別栽培農産物(減化学肥料・減農薬栽培)の農産物の開拓)

②直売所・朝市などのファーマーズマーケット、地場産コーナーの支援

(地域内の流通を高めるため共販の出荷体制の流通システムの構築)

③6次産業化推進事業・農商工連携による産業の活性化

5 農業委員会組織の充実について

農業委員会の業務として、農地法に係る許認可だけでなく、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)が、重点的に取り組むべき業務と位置づけられ関係機関との連携強化を図り優良農地を確保するとともに農地の有効利用を図ることが課せられております。

このような事務事業の多様化、事務の増大と大きな変化がある状況下でも一定水準を保つために農業委員会事務局の体制強化を引続き図られたい。